

表 彰 規 程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、船橋市スポーツ協会（以下「本会」という。）会則第34条の規定に基づき、体育功労者等の表彰に関し、必要な事項を定める。

(表彰を受ける者)

第 2 条 本会は、次の各号に該当する者について、表彰を行う。

(1) 加盟団体又は関係者でスポーツの健全な普及発展に貢献し、且つ本会の向上発展に寄与した者。

(2) 加盟団体において、実技指導又は運営に長年にわたり貢献した者。

(3) 競技の成績が優秀で、スポーツの振興に貢献した者。

(4) 日常生活がスポーツマンとして他の範たる者。

(5) 前各号に掲げるもののほか、表彰することが適當と認められる功績があった者。

(表彰を受ける者の推薦)

第 3 条 加盟団体の代表者は、前条に規定する表彰に該当すると認められる者があるときは、体育功労者等候補者推薦調書（以下「調書」という。）を作成し、本会会長に提出しなければならない。

2. 前項の規定によるものほか、前条に規定する表彰に該当すると認められる者があるときは、本会が調書を作成することができる。

第 4 条 前条の規定に基づき、体育功労者の候補者の推薦にあたっては、次に掲げる事項を考慮し、適任の者を選ぶものとする。

(1) 本会に加盟して10年を経過した団体であり引き続き10年以上指導、運営又は普及のため率先挺身した者で、満40歳以上であること。

(2) 過去に本会から表彰を受けたことのない者。

(3) 単に加盟団体の名目的役職の地位のある者。又はプロ指導者は、推薦対象としない。

(4) 財政的援助を行った者及びスポーツ施設の便利をはかり、本会の発展に貢献した者。

(5) 原則として、1団体1名の推薦とする。

(6) その他会長が認めた者。

2. 前年度において優秀な成績を収めた個人又は団体については、次に掲げる基準により成績優秀者の候補者として推薦するものとする。

(1) 世界記録、日本記録又は県記録をつくった個人又は団体であること。

(2) 全国大会又は関東大会で3位まで入賞した個人又は団体であること。

(3) 県大会で優勝した個人又は団体であること。

(4) 前(2)又は(3)に準ずるもの。

(5) 原則として、市を代表する個人又は団体であること。

(6) 原則として、個人において、加盟団体に所属し、且つ市内に居住する者であること。

又、団体においては、加盟団体に所属する団体であること。

(表彰を受ける者の決定)

第 5 条 表彰を受ける者は、調書に基づき本会表彰委員会において審議、決定をする。

(表彰方法)

第 6 条 表彰は、個人又は団体毎に表彰状又は感謝状等を授与することにより行う。

2. 前項の表彰状又は感謝状等にあわせて記念品を贈呈することができる。

3. 表彰の時期は、本会表彰委員会において定める。

(表彰の取り消し)

第 7 条 表彰を受けた者が表彰を受けた者として不適當と認められたときは、本会表彰委員会において審議し、取り消すことができる。

附 則

この規程は、昭和58年4月1日から施行する。

(船橋市体育協会表彰規程の廃止)

船橋市体育協会表彰規程（昭和38年3月22日制定）は、廃止する。

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年3月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年6月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年6月26日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年5月21日から施行する。